

平成 26 年度統計法施行状況審議の進め方について

平成 27 年 6 月 25 日
基本計画部会

1. 基本的な考え方について

- 本審議は、統計委員会が、統計法第 55 条の枠組みの中で、各府省の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）への取組など法の施行状況について、客観的な評価・検証を行った上で、必要に応じて取組の再検討、更なる促進等を推進するために実施するものである。
- 昨年度同様、従前より行ってきた基本計画への取組状況などの評価と、未諮問基幹統計の確認の 2 つを主要な審議活動とし、前者を年度前半、後者を年度後半に実施する。
- 基本計画への取組状況などの評価については、今回は審議の対象が第Ⅱ期基本計画の計画期間初年度の取組であり、各省の取組も端緒の段階であると思われることから、取組を網羅的に精査するのではなく、平成 26 年度に取り組むこととされている事項を中心に重要事項を絞り込んで審議をする。

2. 基本計画への取組状況等に関する具体的な審議の進め方について

(1) 全体的な流れ

- 6 月の基本計画部会において審議の進め方及び審議事項の概要を決定し（最終決定は 7 月）、7 月から 9 月までの間で実質的な審議を行い、9 月末（遅くとも 10 月初）までに審議結果を取りまとめる。

(2) 審議事項について

- 対象年度が基本計画の計画期間初年度であり、各府省も取組の端緒の段階であることを踏まえ、次の 2 点を審議する。
 - ① 基本計画への取組状況のうち、担当府省が実施済あるいは実施困難の結論を出しているとみなせる事項（実施時期が「平成 26 年度末まで」となっている 4 つの事項を全て含む）について、各府省の取組状況について評価する。

- ② その他、平成 26 年度に取り組んだ事項の中で、委員が本年度の審議で重点的に確認しておくべきと考える事項について、26 年度における取組状況や今後の見通し等を精査し評価する。

—— ②の対象とする審議事項については、例えば、1) 政策運営、国民にとって合理的な意思決定等の観点から統計整備の重要度の高い課題、2) その事項が実現したときの政府全体の統計整備における効果が大きい、あるいは広範に及ぶ課題、といった観点から判断する。

(3) 審議体制、審議方法

- 審議体制については、①平成 26 年度は、基本計画の初年度であり、まだ未着手の課題も少なくなく、実施済（あるいは実施困難）等の判断ができる事項は少ないと考えられること、②審議事項が多くはならないことが想定されるため、委員全員が議論全体を把握しながら審議に参加できることが望ましいこと、から、基本計画部会本体のみとする。
- 審議は、上記（2）に記載の審議事項に関し、必要に応じて、関係府省からの追加の提出資料や関係府省に対するヒアリング等を通じ、取組状況や今後の見通し等を精査するという方法で実施し、結果を取りまとめる。

(4) 審議スケジュール（案）

（別紙 1 参照）

3. 未諮問基幹統計の確認に関する具体的な審議の進め方について

- 6 月の基本計画部会において審議の進め方を決定し、10 月に具体的審議スケジュールを決定した後、11 月から翌 1 月までの間で実質的な審議を行い、2 月末を目途に審議結果を取りまとめる。
- 昨年 10 月及び 11 月の第 53 回及び第 54 回基本計画部会で決定した、未諮問基幹統計の確認に対する取組方針及び確認スケジュールに基づき審議を行うことを基本としつつ、その後の諮問・答申の状況を踏まえ、対象となる統計の所管府省等にも確認をとって、具体的な審議スケジュールを確定する。
（第 54 回基本計画部会で決定した確認スケジュールは別紙 2 参照）

平成 26 年度統計法施行状況に関する審議スケジュール想定 (案)

1. 基本計画への取組状況等に関する審議スケジュール

	統計委員会	基本計画部会
6月25日(木) 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省から「平成26年度統計法施行状況報告」を報告 ・基本計画部会に付託 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度統計法施行状況報告の概要を説明 ・審議の進め方を決定 ・審議事項の概要を決定
7月23日(木) 午前中	(審議事項未定)	<ul style="list-style-type: none"> ・審議事項を最終決定 ・具体的審議(1回目) ◇平成26年度末までに実施する事項等 ◇委員意見による重点的審議事項
8月5日(水) 午前中	—	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的審議(2回目) ◇委員意見による重点的審議事項
8月27日(木) 午前中	(審議事項未定)	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的審議(3回目) (必要に応じて、以下の2つ) ◇平成26年度末までに実施する事項等 ◇委員意見による重点的審議事項 ・審議結果報告書素案を審議
9月17日(木) 午前中	<ul style="list-style-type: none"> ・「審議結果報告書(第Ⅱ期基本計画関連分)」を決定、公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・「審議結果報告書(第Ⅱ期基本計画関連分)」(案)を審議、決定
10月6日(火) 14:00~16:00	(予備回)	(予備回)

2. 未諮問基幹統計の確認のスケジュール

	統計委員会	基本計画部会
6月25日(木) 10:00~12:00	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・確認の進め方を決定
10月	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・確認の進め方を再確認 ・具体的確認スケジュールを決定
11月	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的確認(1回目)
12月	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的確認(2回目)
平成28年 1月	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的確認(3回目)
2月目途	<ul style="list-style-type: none"> ・「審議結果報告書(未諮問基幹統計確認関連分)」(案)を審議、決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「審議結果報告書(未諮問基幹統計確認関連分)」(案)を審議、決定

平成26～29年度の各年度における未諮問基幹統計の確認スケジュール

平成26年11月17日
基本計画部会

分野	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人口・世帯	(1月)人口動態統計[厚労省] (-)			
労働・賃金	(2月)民間給与実態統計[財務省] (-)	毎月労働統計[厚労省](H4)	賃金構造基本統計[厚労省] (H16)	船員労働統計[国交省](H19)
農林水産業	(2月)木材統計[農水省] (H17)	海面漁業生産統計[農水省] (H18.3)	牛乳乳製品統計[農水省] (H18.8)	作物統計[農水省](H19)
鉱工業				薬事工業生産動態統計[厚労省] (-)
商業・サービス業		石油製品需給動態統計[経産省] (H13)		
企業・家計・経済	(12月)家計統計[総務省] (H13.7)	法人企業統計[財務省](H19)	個人企業経済統計[総務省] (H13.11)	
住宅・土地・建設			建築着工統計[国交省](S31)	
エネルギー・水			経済産業界特定業種石油等消費統計[経産省](H14)	ガス事業生産動態統計[経産省] (H18)
教育・文化・スポーツ・生活				学校教員統計[文科省] (-) ※3年周期(H28実施)
行財政	(1月)地方公務員給与実態統計[総務省] (-) ※5年周期(H25実施)			
社会保障・衛生		学校保健統計[文科省](H17)		
所管府省	総務省2(統計局1、自治行政局1) 財務省1(国税庁) 厚労省1 農水省1	財務省1(財務総合政策研究所) 文科省1 厚労省1 農水省1 経産省1(資源エネルギー庁)	総務省1(統計局) 厚労省1 農水省1 経産省1 国交省1	文科省1 厚労省1(医政局) 農水省1 経産省1(資源エネルギー庁) 国交省1

(注1) 統計名の後ろの[]は所管府省名、その後ろの()は統計審議会における最終答申年(同じ年の場合は月も記載)。

(注2) 平成27年度以降の確認スケジュールについては、対象となる統計の諮問審議状況等を勘案し、必要に応じて変更。